

第12 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策について

社会福祉施設等に係る防火安全対策については、「社会福祉施設等における防火安全対策について（昭和62年9月1日 消防予第160号）」に基づき、次により指導すること。

なお、本指導は、社会福祉施設等の関係者の任意の理解と協力のもとに実現されるものであることを前提としたうえで、入所者の実態等に十分配慮し、実質的な効果を有するよう指導にあたるものであること。

1 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(6)項イに掲げる施設で入院施設を有する防火対象物、(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る）に掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

2 指導事項

(1) 出火防止対策等

ア 転倒又は可燃物の接触等により、出火原因となり易い放射形又は自然対流形の石油ストーブについては、原則として、社会福祉施設等における使用を禁止し、ストーブ類を使用する場合には、強制対流形のストーブと同等以上の火災安全性を有する器具の推進を図ること。

イ 法第8条の3第1項で定める防災対象物品のほか、布団、毛布、シーツ、枕又は枕カバー等の寝具類についても、一定以上の防災性能を有するものの使用を促進すること。

また、寝巻等の寝衣類についても同様に使用することが望ましいものであること。

ウ 出火防止対策の強化を図るため、夜間巡回の強化、夜間におけるリネン室等の施錠及び喫煙場所の指定等について指導すること。

(2) 避難対策

ア スプリンクラー設備が設置されていない社会福祉施設等で、自力避難困難な者の居室は、極力、避難及び搬送の容易な避難階に設けるよう指導すること。

イ 避難階以外の階に居室を設ける場合は、当該室に面し、次の規定に適合する避難、消火及び消防活動上有効なバルコニーの設置を推進すること。

- ① バルコニーは、連続式であること。
- ② バルコニーは、直接地上等への避難ができるように直通階段等に接続するか若しくは避難器具を設置すること。
- ③ バルコニーの有効幅員は、原則75cm以上とすること。

※ 車椅子での通行を可能とするため、バルコニーへの出口の幅員も含めて、85cm以上とすることが望ましいものであること。

ウ 社会福祉施設等は、避難又は搬送の際に歩行器、車椅子又は担架等を使用することが多いので、避難路となるバルコニー等を含め、床の段差、溝又は急な傾斜をなくし十分な幅員を確保するとともに、緩やかな傾斜の避難路を設けることや手すりを設置すること等について、特段の配慮を行うこと。

※ 1 やむを得ず段差を設ける場合は、概ね2cm以下とすること。

※ 2 緩やかな傾斜とは、屋内において1/12（約8%）以下、屋外においては1/20（約5%）以下の勾配をいう。ただし、高低差が75cm以下の場合は、この限りでない。

エ 避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む）又は各入居室を施錠している施設にあっては、第19 避難施設の施錠等 1 又は 2 により解錠できるものであること。

オ 視覚又は聴覚に障害のある者が入所する施設については、閃光形警報装置、点滅型誘導灯あるいは、誘導音装置付誘導灯等を施設の実態に応じて設置することが望ましいものであること。

3 その他（就寝施設における非常放送設備の設置の推進について）

就寝を伴う施設のうち、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、「就寝施設における非常放送設備の設置の推進について（昭和62年4月10日 消防予第54号）」に基づき、火災等の災害時における避難誘導のより一層の円滑化を図るために、非常警報設備設備のうちの放送設備の設置を指導すること。

- (1) 政令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物のうち、宿泊者数が20人以上のもの
- (2) 政令別表第 1 (6)項イに掲げる防火対象物のうち、病床が20以上のもの
- (3) 政令別表第 1 (6)項ロ及びハに掲げる防火対象物のうち、入所者が50人以上のもの
- (4) 政令別表第 1 (16)項イに掲げる防火対象物で、前(1)から(3)までに該当する部分を含むもの